

国立研究開発法人物質・材料研究機構 公益法人等に対する会費支出に関する規程

平成24年 6月26日
24規程第38号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）から公益法人等に対する会費支出（名目の如何を問わず会費に類する支出を含む。以下「会費支出」という。）についてその基準及び手続きを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において各用語の意義については以下のとおりとする。

- (1) 公益法人等 すべての公益社団・財団法人、特例民法法人及び一般社団・財団法人並びに学会、協会その他の任意団体をいう。
- (2) 特定職員 以下に掲げる職員をいう。
 - イ 国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程第10条第2項又は第3項に掲げる月給制研究職本給表、年俸制研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける者
 - ロ 国立研究開発法人物質・材料研究機構キャリア形成職員給与規程第10条第2項に掲げる研究職本給表、エンジニア職本給表又は年俸制本給表の適用を受ける者
 - ハ その他理事長が特に定める者

(会費支出留意事項)

第3条 機構が会費支出をするにあたっては以下に留意するものとする。

- (1) 当該公益法人等の活動内容が機構の業務と密接不可分な関係にあること。
- (2) 当該公益法人等の活動内容が機構の業務と密接不可分な関係にあること。
- (3) 支出する額がそれによって得られる便益と権衡を保っていること。

(会費支出基準)

第4条 会費支出にあたっては、機構の運営に真に必要なものとして、次のいずれかの要件を満たす場合に限り、必要最低限の会費支出ができるものとする。なお、会費支出は、機構名義又は個人名義に限るものとする。

- (1) 機構の役員又は職員（以下「役職員」という。）が、公益法人等の主催する会議に参加する又は同会議において研究発表等を行う予定であること。
 - (2) 機構の役職員が、公益法人等の発行する雑誌等に投稿する予定であること。
 - (3) 機構の役職員が、公益法人等の会員等（名称の如何を問わず会員に相当するものを含む。以下「会員等」という。）にならなければ得られない情報収集等ができること。
 - (4) 公益法人等の会員等の特典により、機構の経費削減につながることが明確に説明できること。
- 2 機構名義での会費支出口数については、原則、一公益法人等に対し一口とする。ただし、機構の業務遂行のために、二口以上が必要であることについて合理的な理由がある場合、二口以上支出することができる。二口以上の支出の際

には、第7条第2項に基づき公表するものとする。

- 3 個人名義での会費支出については、機構名義では得られない効果があり、かつ、機構の業務の質の向上に資することが明確であるものに限るものとする。
- 4 個人名義での会費支出について、運営費交付金による支出を要するものについては、特定職員一人につき一件までとし、競争的資金等の外部資金による支出を要するものについては、当該外部資金で定められている交付要領等に基づくものとする。

(機構名義での会費支出の手続)

- 第5条 機構名義での会費支出を希望する部門等の長（以下この条において「申請者」という。）は、公益法人等会費支出申請を、NIMSワークフローシステム（文書の決裁及び合議等を電子的に処理するWebブラウザを用いたイントラネットシステムをいう。以下同じ。）を用いて事前に行い、理事長の承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、前項の申請があった場合、申請者に対して関係資料の提出を求めることができる。
 - 3 申請者は、申請が承認された後に、経費申請を行うものとする。
 - 4 申請者は、前項の場合には申請の写しを添付するものとする。

(個人名義での会費支出の手続)

- 第6条 個人名義での会費支出を希望する特定職員（以下この条において「申請者」という。）は、公益法人等会費支出申請を、NIMSワークフローシステムを用いて事前に行い、国立研究開発法人物質・材料研究機構組織規程（令和5年2月28日 2023規程第7号）第3条に定める組織の長（以下「部門長等」という。）の承認を受けなければならない。
- 2 部門長等は、前項の申請があった場合、申請者に対して関係資料の提出を求めることができる。
 - 3 申請者は、申請が承認された後に、経費申請を行うものとする。
 - 4 支払いは原則として立替払いとする。
 - 5 申請者は、第3項の申請を行う場合には、公益法人等からの領収書及び申請の写しを添付するものとする。

(会費支出の公表)

- 第7条 機構は、一公益法人等に対し10万円以上の会費を支出した場合には、四半期ごとに支出先、名目・趣旨、支出金額等の事項をホームページで公表するものとする。また第4四半期分の公表時には、通年分のものについて公表するものとする。
- 2 機構は、前項の規定に関わらず、一公益法人等に対し二回以上の会費を支出した場合には、二回以上の支出が必要であることについて具体的かつ明確な理由を付し、四半期ごとに公表するものとする。

(その他)

- 第8条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施にあたり必要な事項は、人事・総務部門長が別に定めるものとする。

附 則
(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年7月1日から施行する。

(学協会等個人年会費公費負担規程の廃止)

第2条 独立行政法人物質・材料研究機構学協会等個人年会費公費負担規程
(平成13年8月30日 13規程第64号)は廃止する。

附 則 (平成26年9月24日 26規程第39号)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日 27規程第54号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日 28規程第17号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月13日 28規程第122号)

この規程は、平成28年9月13日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日 2021規程第22号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月28日 2023規程第43号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月11日 2025規程第46号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。